

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 9月号

(通巻65号)

関西労働者安全センター

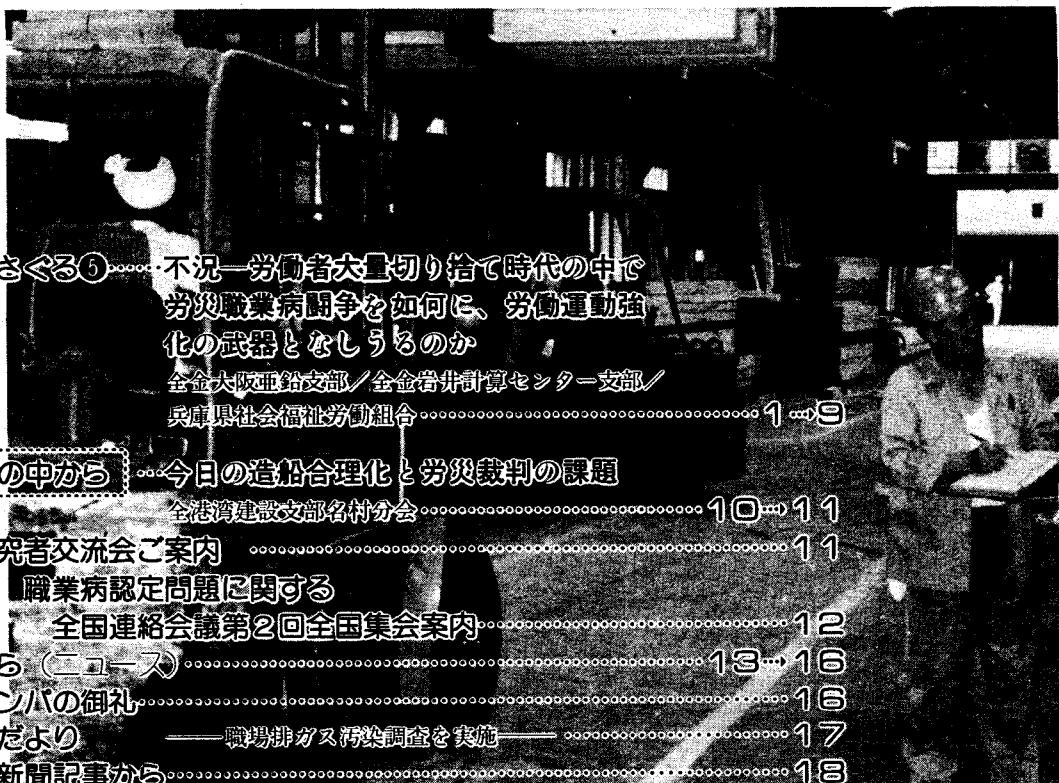
1979.9.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



●展望をさぐる⑥……不況一労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか

全金大阪亞鉛支部／全金岩井計算センター支部／

兵庫県社会福祉労働組合……………1…9

●聞いの中から……今日の造船合理化と労災裁判の課題

全港湾建設文部名村分会……………10…11

●関西研究者交流会ご案内……………11

●10/14 職業病認定問題に関する

全国連絡会議第2回全国集会案内……………12

●前線から(ニュース)……………13…16

●夏期カンバの御礼……………16

●健診部だより——職場排ガス汚染調査を実施——……………17

●8月の新聞記事から……………18

●特別報告……………働く者の診療所開設

神奈川労災職業病センター……………19…20

●右折禁止……………21

●8月分会計報告……………21

シリーズ

展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病三争を如何に、労働運動強化
の武器となしうるのか！（そのV）

（一）

労働権力拡大と職場闘争

を我身に

一九七五年四月、市川資本は事前協議無視で「会社更正法申立」を行った。倒産の原因は、①不況による売り上げ低下、②地域の労働攻勢が強く高額回答をした為という労働組合と地域共斗を敵視したものであった。そして、①高令者、女性労働者の首切り、②賃金カット、労働条件引受け等の合理化を司法権力＝資本で強行すれば「再建可能」との申立てを行った。

一九七四年十一月、市川資本は再び強行すれば「再建可能」との申立てを行った。

このように市川資本は、我々が全金加盟（一九五八年）当時から労務管理を強化しつつ、常に組織攻撃を行った。

かけてきた。しかし、我々は組織強化をはかり資本への反撃・抵抗を堅持し一切の攻撃を粉碎してきた。



ねらいが見えすぎており、地域労働者と共に白紙撤回させた。

ところが、七五春斗後市川資本は最後の切り札として、子会社（横浜カルバー、知多工業、関東亜鉛）への逃亡と本社倒産による組織つぶしをねらい「会社更正法」を最大限に利用しつつ、官製合理化強行の攻撃を加えてきた。我々は政府独占、上部資本が一体となつた組織攻撃が相ついてあらわれており、それと連動した形態で市川資本の攻撃があることを見抜き「官製合理化粉碎、自主自立の職場生産点確保」の方針の徹底をはかった。

従来、資本家の経営権であった「受注発注、技術、管理、資金、安全等」は、我々が職場管理をする中で労働者権力、領域拡大の方向のもとに主体的力量を發揮させ日常の職場運営を行い、その一貫として「労災職業病闘争」の取りくみが行われた。

労働者の「生命、健康、安全」は自らの闘いで守り抜く!のスローガンは、更生法下における精神的肉体

的重圧の中で「権利斗争」として位置づけを行い、多くの被災労働者、安全センター、南大阪労働者診療所と共に「労災職業病闘争」を斗い抜いた。

(二) 「労災職業病闘争」

労働者の闘いの武器である

我々は被災労働者の救済のみではなく職場における労災職業病の発生源に向けた取りくみ、労災の撲滅をめざし「認定闘争」への準備を行つた。「認定」の前段での意志統一是、①本人の闘い抜く意識、②職場での相互協力と認知、③支部全体の確認を基本に、認定一休業でなく労働者として安全、健康をいかに闘い抜き、休業を余儀なくされた場合、職場の理解を求め、職場復帰の際も組織点検の上、軽作業一原職復帰をさせる方向で取りくみを確認した。

我々のメック工場における作業工程は、①前処理一アルカリ樹脂、硫

酸洗浄、②溶融亜鉛メッシュ、③後処理一仕訳、困包、手入れ、が主体であり、メック工場の前処理作業で硫酸が蒸発することにより「角膜炎、結膜炎、気管支炎」にかかりやすくまた濃度の薄い酸にたえず触れて「しつしん、歯芽酸触症、胃腸病」等の健康障害が日常的にあらわれている。

メック作業が高熱処理（四五〇～四六五度）であるために、仕事が終つて帰宅後「頭痛、寒気、発熱」の状態が時々でてくる。その原因は金属、特に亜鉛の蒸気を吸入し、金属粒子が気管や肺の組織タンパクと結合して、異質タンパクを作り、これを吸収したための健康障害や手足腰の関接痛が多く発生している。

後処理では各種類の有機溶剤が使用され有機溶剤中毒の発生が予測されるし、無理な姿勢での中腰作業が行われ「腰痛関接炎」の発症が多くメック企業特有の「騒音」は我々の調査で七五～一三五ヘルツを記録している。

日常的に「酸・ミスト・騒音」にさらされているために健康障害や発症があらわれ「労災職業病闘争」の重要性を認識すると共に、組織強化地域労働者との共斗による闘いの必要性が確認された。とりわけ、倒産下における労働条件は従来以上のオーバーワークと品種構成の変更による作業のやりづらさが続き、組合として安全対策、予防対策と早期認定を行い、安心して治療が受けられるようになることが急務であった。

まず第一にとりあげたのは「公害センソク」で入院中のIさんの問題であった。Iさんの病状は、長年の過酷な小物メッキ作業（現在は廃止による塩化アンモニアガスを多量に吸い、気管支障害を引き起こしたも）と考え、「企業内の職業病」として労災認定闘争を行った。県立H医大、労基局にデータを提示しつつ追及と要請を行い、全国で初めて「公害センソク」を労災認定として闘い取った。

自信を深めた我々は次にKさんの「脳卒中」を取り上げ、昼夜勤務と

過酷な労働条件による被災として認定を闘いとり、その後一件の脳卒中の労災認定を闘いとった。

また、メッキ企業特有の騒音は毎年行われる特殊健診でも四〇%が職業性難聴の指摘を受け、設備改善、作業方法の改善を職場ぐるみで行い一定の成果を上げている。特に女性労働者の内五名の労災申請を行い、西監督署に立入り検査を要請し、治療と補償について労災認定を認めさせた。

現在、新たに腰痛、気管支炎、関接炎の五名を認定闘争として取りくみ、近日中にその結果が判明する。

労災職業病闘争は「反合闘争」であり「権利闘争」であることを再認識し、従来以上の取りくみと意識変革を求めて闘い抜く決意を確認する必要がある。

(三) 労災職業病闘争

労災職業病闘争は個別の企業内で闘うのではなく、常に被災労働者、地域、産別を通じ多くの仲間と共に闘うこと

が重要である。



我々労働組合は「労働者の生命と暮し」を守ることが原則であり、被

災者も今までの職場に復帰し働くということが大切であるし、そこに労働組合の取りくみと要求が必然的に出てくるのではないかと考える。

電算業界における

労災・職業病問題

全金岩井計算センター支部

今回、関西労働者安全センターから労職闘争の問題提起に関して、支部の少い経験の総括を踏まえて大雑把で乱暴で独善的ではあるが、見解を明らかにしたい。

電算業界における 労災発生の実態

支部と労災闘争との関わりは、支部結成時から始まる。電算業界といふのは、表面的な近代的な見せかけに反して、労働者は極めて遅れた劣悪な労働条件の下で働かされている。婦人労働者、そして若年労働者の収奪の上に成り立っていると言つても過言ではない。婦人労働者の人貸しによつて経営基盤を確立している企

業が大半である。岩井もまさしく例にもれず右の様な実態であり、労働者の半数以上が婦人労働者であり、若年労働者を含むと八〇%程度であると思われる（七四年結成時の平均年令は二〇代前半で、平均勤続は二年強）。岩井は労働力の自転車操業を行ひ、ダンピングのつじつまを労働者へのしわよせて合わせていた。従つて、労働条件の劣悪さの表現である低賃金と労災（頸肩腕症候群）はとりわけ婦人労働者の状況に集約される。

頸肩腕症候群の被災労働者はパンチャーである婦人労働者であり、それはただちに切り捨てられていた。支部はこの様な被災労働者の問題を大きなきつかけとして結成を闘い取つたのである。

本誌八月号で、全港湾建設支部から指摘があるように、「労働者が苦痛だと感ずる一切のことは、この資本主義体制の中では、全て資本一権力の攻撃」であり、だから我が支部も、労働者のかかるえる問題は全て闘争課題であると割り切つている。もっとも闘争たりうるかどうかは支部の組織力量にかかっているが、少くとも問題意識だけは失わない様にしたいと思っている。この様な観点に立てば、労職闘争は支部の闘争・労働運動の一つの側面であると言えます。戦術に主従・重軽はあっても、闘争に主従・重軽ではなく、一つ一つの闘争は表面的に区別はついても本質的には切り離れているものではないと考えます。労職闘争だけで一つの闘争ではないし、労職闘争だけが本質的な闘いではありません。

全金港合同が、その輝かしい階級

的かつ戦闘的な闘いの歴史の中から引き出された、「サラリーマン的労働運動の拒否」という中には、労働者の時間を自ら区切って制限してはいけない、闘いを自ら分断してはいけない、ということが含まれている

と思われる。労働者の生活時間（勤務時間も含む）、生活空間（職場、人間関係も含む）を基盤とした労働者の團結権を確立した組織力が必要とされているのではないだろうか。

労働運動・職場闘争の中での労職闘争の位置付けというのは、実は、敵との関係を見据えた戦略的方向性であり、被災労働者と他の労働者との関係というのではなく、闘う側の内部の戦線整備の問題であろう。これらは切り離せなく、闘うに当つての両輪の輪である。

たとえば、一人だけの職場で労働者を組織するに当つて、一人を組織するという観点と、職場を組織するという観点では決定的に異なる。従つて内部の問題は、支部では職場を単位として考えている。職場でのへゲモニーを確立することを中心考

えている。被災労働者であるという点を強調しすぎるのは、極めて危険が伴うことであり、出来得る限り同じ様に行動することを心がけてい。従つて多少の無理も言う。

交流を！

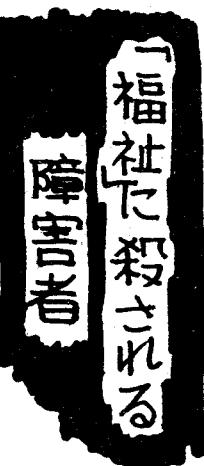
針の学習会は様々な意味において学習の場になっている。現在すでに第五期になつてゐるが、第一期より

張しすぎたり、書き足りずであつたりで、整理されずに書いてしまつたが、近い将来に交流を持つことが出来ることを希望して筆を置きたくと思う。

最後に、書き過ぎがあつたり、誇

参加させてもらつてゐる。被災労働者に限らず、参加したい者は参加させてもらつてゐる。もちろん参加する支部員の意識という点は重要であるが、参加して様々な団体の話を聞くことは少しづつ互いに影響し合うので、楽観的に考えている。

福祉労働運動と労災暗業病闘争 —兵庫社会福祉労働組合



活し六〇年代に高度成長を遂げ発達したが、七〇年以降のオイルショックによりそのエネルギー基盤を揺がされ、以降成長は停止し停滞経済と化して行つた。この日本帝国主義の中にあっていわゆる福祉とは、言葉

の本来の意味はさておき経済成長のお余り譲与として始まった（福祉元年）のであるが、一旦低成長時代に入るや否や一転して「福祉キリスト」が始まった。日本資本主義の本質が見えた、と言い切ってしまえば事は簡単であるが、実際その「福祉」の中で障害者は、「福祉」によって生かされる事なく「福祉」によって殺されできたのである。

障害者は資本主義社会にあっては、労働力として無価値であり、有用性を持たない存在とされている。「福祉」なるものが、本質的にスボイルされた労働力の再生産を目的としている以上、「障害者福祉」は一つに資本主義的労働力として資本が可能な限り低水準で利用することであり、二つに全く活用不能な障害者は、他の労働力生産と再生産の過程に障害とならぬよう資本主義社会から排除する事に目的がある。前者は、大久保製鐵闘争に見られるように労働基準法の適用除外の下に最低ギリギリの賃金・労働条件で障害者を資本が使用することであり、後者は大規模

コロニーのように、「施設」に障害者を隔離し収容することにある。

社会の規範的部分から排除された

障害者に対する社会意識は、従って彼らに対し無価値・無能の価値基準しか持ち得ない。障害者差別である

！共に同じ人間として生を受けながらこれ程人の価に差があるとは…！

ところで、いわゆる福祉労働者は如何なる存在なのか？答は、今述べた「福祉」の目的達成のための現場

・末端での下手人である。障害者にとっては福祉労働者とは、言ってしま

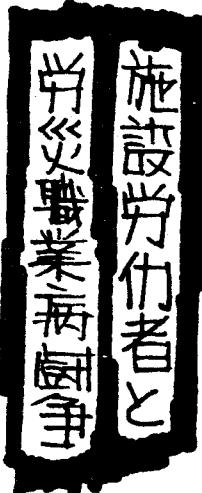
えば刑務所の看守のような存在であ

る。ケースワーカーは障害者をどの

施設にふり分けるかを仕事としてお

り、施設労働者は施設に隔離された

障害者のスマイル看守である。フランクユーモア！！



一方施設労働者にとって労災職業病は切っても切り離せぬ関係にある。

障害者の介護に携わる仕事——オムツをかえ食事の介助をし子供達を散歩に連れて行き又衣服を着がえさせる。一人は全て肉体労働であり、かつ筋肉を過度に使用する。腰痛症、頸肩腕症候群、それに付随しての自律神経障害、内臓疾患、神經症等の障害者を抱えるために腕、肩、腰の筋肉を過度に使用する。腰痛症、頸肩腕症候群、それに付随しての自律神経障害、内臓疾患、神經症等の障害者を抱えるために腕、肩、腰の筋肉を過度に使用する。腰痛症、頸

は当り前であり、痛くなれば一人の症状を訴えている。「腰が痛いのは当たり前で、眞面目に仕事をしていない」と施設労働者の間では公然と語られる。現に私たちが抱える解雇撤回闘争の地労委審問の場で経営側証人はそれを堂々と語り、又その言葉が地労委々員にスンナリと受け入れられて行く。

ところが施設労働者の権利意識は極めて低いのが現状で、一口に30万人と言われる福祉労働者の組織率はその数%にすぎず、多くは聖職意識の中にドップリと浸りきっている。「腰痛、ケイワンなどかかる人がおかしい、元々体に異常があるのだろう

う・・・」位にしか受けとめられず、本人も又その意識を脱し切れない。

それなくとも施設労働者の多くは若年（20代）で女性が多く勤続年数

は低い。職業病になれば退職という

コースをたどって行く。この浮上しない労災職業病は又、施設経営の重要な基盤となつており、回転の早い若年労働者の導入により安上り経営が成立している。それが又一向に社会的批難を受けない。第一のブラック

障害者解放と 労災職業病

私たちの兵庫県社会福祉労働組合は障害者の看守たることを拒否し、障害者差別と闘い障害者の解放に連帯しうる労働運動を目指して結成された。「仲間を守りきり障害者を支えきる労働運動を！」をスローガンに持つ。だが施設労働者にとって障害者解放運動は本質的に矛盾する事

柄である。看守が収容者の解放など

噴飯ものであり、善意の押しつけ、自己満足、自分で自分の首をしめる

ことになる！

しかし私たちは次の現実からスタートする。施設でしか現実の生を享

けられず、施設だけの生活を余儀なくされている障害者の現実から。私

たちの労働は従つて、「より人間的な生活を障害者に提供するためのサポートーー、障害者が自立し差別を打破し解放していくためのワнстップ」の存在となる。一見矛盾しているが、私たちの労働はこの使命を抜きにしては語れない。当然労働内容は、現在の施設のさまざま

組を

突破していくことから始まる。障害者ニーズに答え毎日散歩に出、街へのショッピング、11時に始まる昼食を12時にする闘い、夕食を4時から6時にしていく闘い、朝食にあたたかい味そ汁をつける闘い、こづかいを増やす闘い・・・etc闘いに傍点を付したのは一見健常者にとって何でもないこと、問題にすらなりえな

い当たり前のことが施設では立派な闘い当前のことが施設では立派な闘い

となる。闘わなければ実現しないことだ。そう、当たり前のこと、「当り前」とするための闘いである。し

かしこの闘いに立ち上った労働者は、これを闘えば闘う程腰痛・ケイソンの魔手に捕われていく。

考えてみればこれも当たり前のことで、抑圧された障害者のニーズに答えていくためには元々体が幾つあっても足りない。それを身一つで最大限覚えていかねばならないのである。

腰痛・ケイソンにかかるものは休業していく（もちろん休業補償を獲得する労職闘争を闘つての話だが）、ところがいざ一人でも休業者が増えれば、障害者にとってはニーズの低下に直結する。労職闘争を強化すればする程障害者に敵対していく――

という現実。第三のブラックユームア！！

ここで話を元に戻して兵福労のア
ウトラインに触れておこう。兵福労
は七七年の一月に結成された兵庫県
下産業別労働組合である。その前身
は甲山学園労働組合で七六年に結成
された。中心は社会福祉法人甲山福
祉センターの砂子療育園支部（七八
年一月結成）と甲山支部にある。砂
子療育園は西宮市阪神武庫川駅の近
くにある重症心身障害者施設一重い
チ工遅れと体不自由の重複障害を
持った子供達の収容施設。子供とい
っても平均年令は15歳を超える児童混
合である。一方、甲山学園は西宮市北
方甲山のふもとにあるチ工おくれの子供達の収容施設である。

今、理事会は四億円もの赤字を抱
えている。安上り福祉体制の下、民間委託経営のために経営危機に陥り、「施設がつぶれる!」とい
う宣伝で大合理化計画を推進してい
る。この中で砂子療育園は理事会の無策經營の果てに数億円の赤字を抱え（理事会は職業病保障人員増による人件費高騰を理由にしているが、もちろん赤字の骨幹などではない）

砂子療育園を甲山地区に移転させそ
れの跡地を阪神間の巨大医療資本であ
る兵庫医科大学に売却し、その捻出
された費用で赤字を補填し今後の資
本に組み入れようとする。砂子療育
園と兵庫医大とは隣接しており、膨
張し続ける兵庫医大にとって砂子の
土地はノドから手が出る程の物であ
る。因みに砂子療育園は、兵庫医大
の前身武庫川病院から生まれたとい
えは誰もがうなづけるだろう。世間
で言う実質上の親会社として兵庫医
大は君臨している。

兵福労は七八年一月に砂子療育園
支部を結成し新体制を確立するや否
や、二月一七日の山田悦子さん・荒
木さん・多田さんの不当逮捕事件（
いわゆる「甲山学園事件」）に遭遇
し、砂子支部は結成後基礎固めをす
るいとまもなく反弾圧闘争に入っ
ていった。更に四月には定期検診に
よって砂子労働者の3分の1が要治

療、3分の1が要注意という重大な事態が判明しすぐさま労職闘争に入っていた。職業病患者への補償と共に大幅人員増の獲得闘争である。この闘いは大きく盛り上ると共に善命令を引き出していくが、同時に理事会・父母会・御用組合（日本社会福祉労組・日本共産党系）の反動ブロックの形成を促し、兵福労は多くの処分者を抱えるに至った。その結果て七八年七月には当時の砂子支部の委員長と書記長が処分弾圧の前に屈し、兵福労を脱落していった。ここに第一次労職闘争は完全に敗北した。八月はまさに悪夢の季節であり、「長く暑い夏」であった。兵福労つぶしは一挙に押し寄せ、のべ30名以上に上る処分者、3名の解雇者を出し、管理強化の嵐の中で組合員の多くは焦燥感と共に脱落し退職していく。そして遂に弾圧の魔手は休業者にまで及び、組合員の浦中・西岡さんに対しても「休業診断書は認めない、従来通り働け！」と業務命令が発され、なおかつそれに抵抗し

闘う一人に対し一度の停職処分がなされた。解雇制限のある労災休業者に対する処分は解雇処分と同質である。ここに第一次労職闘争は始まり「休業者に対する処分弾圧を許すな、浦中・西岡さんの闘いに支援連帯しよう！」を合言葉に抵抗闘争が組織されていった。十一月には仮処分申請を行い、一ヶ月後の十二月十二日超スピードで一人は全面勝訴を勝ち取り、現在本訴闘争を闘っている。

もう一つ理事会の攻撃の柱に腰痛協約の改悪がある。甲山福祉センターハーの腰痛協約は七一～七三年の間に多く勝ち取られ、そのレベルは相当高水準にあった。しかし三年を経過した効力切れを理由に腰痛者の弾圧、切り捨てを目的に大幅レベルダウンした協約案を提示してきた。七八年九月初めのことである。しかも理事会はそれを御用組合・日社労組にのみ行い兵福労には何の提示もないといふ不當労働行為であった。更に御用組合・日社労組は全く何の闘争も結した。そればかりではない。七九

年一月に理事会は一方的に日社労組と締結した腰痛協約を全職員に適用したい旨公示をし、賛成署名を管理職、日社労組を総動員して集めてまわった。兵福労はこの攻撃に非組を含め全力を挙げて反対闘争を組み、完全に理事会の野望を粉碎した。月が変わった四月、理事会は一転して改めて兵福労に腰痛協約案を正式に提示してきたのであった。今、私はちは理事会一御用組合・日社労組のなれ合い共同戦線の暴力集団キャンペーンに屈せず闘い続けている。

前に抵抗闘争を組織し得たのも、確かに労職闘争であった。また管理強化・合理化の中心も労災職業病患者へのしめつけにある。だが私たち自身、果して労職闘争自体が兵福労運動の全体的前進強化の観点から整理され位置付けられ、理論化されるのだろうか？

差別隔離された施設の障害者と共に当り前の生活を勝ち取る闘いにおいては、自己矛盾的に腰痛・ケイワソンはついてまわり補償を勝ち取る闘いは人員増闘争、国・県への行政闘争などバランスをとって推進されなければならない。ところが実際の闘いといふものはそんなに恰好よく進むものではない。そうであるなら闘いの幾つかの局面においては、本誌

労職業病闘争の位置と問題点

本誌五月号の編集部の問題提起は労職闘争の質を追究しようとする姿勢にあふれ高く評価するものであるが、しかし私たちはその提起に堂々と答え得る物をほとんど獲得し得ていない。労職闘争の理論化、運動全体の前進強化への位置付け、自律的

五月号で紹介されていたように「自

ないだろう。

律的モラル」を確立し全労働者の團

施設労働者における労職闘争が障

結を計り、闘いを進めなければなら

害者解放に連帯し、全人民の解放と

今日の造船合理化と 労災裁判の課題

今港湾建設部門名村分会

今私達分会では、77年12月27日に

という大阪工場を丸ごと無くす攻撃をかけてきている。労働者が長年築いて倒れた分会員雲見氏の名村造船

を相手どつた損害賠償請求の労災裁判を、分会の闘いの大きな柱の一つとして闘っている。裁判自体は提訴

をかけてきている。労働者が長年築いてきた職場・団結の基礎を国策に添つて、根こそぎ奪おうとしているのである。

造船の雇用責任を認めさせ、不当解雇の撤回・原職復帰である。しかし、今工場閉鎖の攻撃が加えられる中で、復帰する職場すら奪われようとしているのである。労災裁判においても同様の壁にぶつかりつつある。つまり私達は雲見氏の労災裁判を始めるにあたって、次の確認を分会として行っていた。

「この裁判の形式的な請求内容は名村造船に対する損害賠償である。

だが、私達が真に求めているものは

そうではなくて（もちろん、雲見氏と家族の将来的な長期の生活を支えていくために金は必要であるが）、

名村造船の労災責任、雇用責任を追及することであり、労災の真の原因

II下請構造にメスを加えていくことである」というものであった。これ

に対して名村造船は、工場閉鎖と同

いう国策合理化が進行する中で、

名村造船自体も新造船の設備・土地

の売却、修繕部門の分離・別会社化

私達の分会の闘いの基本的な田標は、78年1月下請契約解除・全員解雇の攻撃を受けた中で、親会社名村

工場閉鎖の由

共に進むためには、果して私たちは今後どう歩んでいけばよいのだろうか。

（以上）

3回目の公判における名村側の反論書の中では、工場閉鎖をいいことに劣悪な作業環境ではなかった、労災の防護措置は完全であった、と業務と脳血栓の因果関係を全面的に否定してきている。従って私達が、労災裁判という限定された闘いを進めるに当つても、工場閉鎖－国策合理化とどう闘うのかの課題に突き当らざるを得ないし、又裁判闘争がまだ一年半から二年にわたる闘いであることを踏まえて、国策合理化の行方の中でどう運動方向を見据えていくのかが厳しく問われている。そのことを明確にしていかない限り、敗北感にとらわれ、闘いの目標は損害賠償金の要求という具合に絶えず歪少され、分会の団結すら個別利害の噴出の中で、解体の危機にさらされかねないのである。

主義の全面的再編攻撃に対する闘いとの結合を！

請構造である限り、裁判の中でそのことを徹底的に暴露していくことにより、右の資本の合理化に基づく労災多発に歯止めをかけていく、又逆に、総下請化攻撃に対決する観点を

とどう闘うのかの課題に突き当らざるを得ないし、又裁判闘争がまだ一年半から二年にわたる闘いであることを踏まえて、国策合理化の行方の中でどう運動方向を見据えていくのかが厳しく問われている。そのことを明確にしていかない限り、敗北感にとらわれ、闘いの目標は損害賠償金の要求という具合に絶えず歪少され、分会の団結すら個別利害の噴出の中で、解体の危機にさらされかねないのである。

裁判といふ限定された闘いを進めるに当つても、工場閉鎖－国策合理化とどう闘うのかの課題に突き当らざるを得ないし、又裁判闘争がまだ一年半から二年にわたる闘いであることを踏まえて、国策合理化の行方の中でどう運動方向を見据えていくのかが厳しく問われている。そのことを明確にしていかない限り、敗北感にとらわれ、闘いの目標は損害賠償金の要求という具合に絶えず歪少され、分会の団結すら個別利害の噴出の中で、解体の危機にさらされかねないのである。

従つて、問題の解決の方法は絶えず裁判開始の出発点の確認に戻ることであり、同時に新しい情勢（工場閉鎖攻撃）における課題と結合させ、

労災裁判を裁判闘争の狭い組の中に限定するのではなく、分会の全体的な闘争課題とより有機的に関連させていかねばならない。このことを追及しなければ裁判闘争すら勝利しえないという情況になつていて。

その課題の一つに総下請化攻撃との対決の問題がある。つまり、工場閉鎖の攻撃が同時に修繕別会社化であるように、下請化攻撃と軌を一にしている。すなわち、総下請化の中では、下請労働者はよりスポット的（短期臨時的）な位置に置かれ、より団結が困難にさせられ、より労基法のらち外に置かれ、より労災多発の危険にさらされることになる。従つて、雲見氏の労災の真の原因が下

いました。交流会は去年から、78年4月に改悪された労基則35条の検討を行つてきました。そしてそのまとめとして、パンフを作ろうとすることになりました。今回はその一回目で「農薬による疾病」、「騒音性難聴」をまとめました。次回は「エポキシ樹脂」について検討します。講師は、神戸診療所の伊丹先生の予定です。是非、御出席ください。

研究者交流へ云



もって裁判を闘う。今、そうした闘争課題の結合の仕方が問われているのである。（以上）

10月14日 第2回全国集会 岡山集合に参加しよう

職業病認定問題に関する全国連絡会議

職業病認定問題に関する全国連絡会議が、78年労基則35条改悪反対闘争の中から「後追いでない闘いを目指して発足して以来既に一年近くが経過した。今年の5月13日に行われた大阪における第一回全国集会には、全国各地から100人を超える参加者があり、全國連絡会議が労働省の一層の反動攻勢と資本の被災者切り捨て攻撃に対する闘いにおいて、果していかねばならない大きな役割が明らかにされた。

第一回全国集会では主に労災認定をかちとるための諸問題が集会のテーマとなっていたが、集会の総括会議やその後の世話人会議の中で、労災認定を如何にかかるかという問題だけでなく、労災職業病闘争の中における認定闘争の位置付

職業病認定問題に関する

全国連絡会議が、78年労基則35条改悪反対闘争の中から「後追いでない闘いを目指して発足して以来既に一年近くが経過した。今年の5月13日に行われた大阪における第一回全国集会には、全国各地から100人を超える参加者があり、全國連絡会議が労働省の一層の反動攻勢と資本の被災者切り捨て攻撃に対する闘いにおいて、果していかねばならない大きな役割が明らかにされた。

第一回全国集会では主に労災認定をかちとるための諸問題が集会のテーマとなっていたが、集会の総括会議やその後の世話人会議の中で、労災認定を如何にかかるかという問題だけでなく、労災職業病闘争の中における認定闘争の位置付

け、更には労働運動の中に重要な課題となってきた。

おける労職闘争の位置付けと、これらの問題にまで論じられてきた労組・被災者の議を拡大していくことの必要性が主張され、第二回集会では労職闘争と労働運動の関係についての問題をテーマとすることが決定されたのである。

このように、第一回集会の成

り専門家から「労職闘争と労働運動」についての提起の関係についての問題をテーマとすることが決定されたのである。

労災職業病闘争は不況下における資本の人減らし労働強化の進行する中で労働運動にとってますます重

なることが期待され

る。労働者・被災者・専門家等多くの人々が参加され

果をより深めた内容のものを受けた議論が交わされる予定であり、第一回集会の成

りである。

労災職業病闘争は不況下における資本の人減らし労働強化の進行する中で労働運動にとってますます重

なることが期待され労働者・被災者・専門家等多くの人々が参加され

果をより深めた内容のものを受けた議論が交わされる予定であり、第一回集会の成

りである。

労災職業病闘争は不況下における資本の人減らし労働強化の進行する中で労働運動にとってますます重

なることが期待され労働者・被災者・専門家等多くの人々が参加され

果をより深めた内容のものを受けた議論が交わされる予定であり、第一回集会の成

りである。

第一回全国集会要領

◎日 時 10月14日(日) 9時30分～16時30分

◎場 所 岡山グリーンホテル(岡山駅前)

(☎) 0862-251-7211

◎テーマ 「労災職業病闘争と労働運動」

— 5・13集会青山氏講演をタタキ台として

一問題提起者 —

▲国労大阪新幹線 ▲全港湾

▲神奈川労災職業病センター ▲関西労働者安全センタ —

▲兵庫労災職業病被災者交流会 青山英康氏

前線から

大阪支南

いまだ問題

審査官扁々現地調査約束

●全港湾大阪支部安全委員会・

9月14日、強く要請したのである。

全港湾大阪支

部安全委員会

は大阪労基局

及び労災保険

審査会と、大

阪港いかだ分

会の故寺岡氏

の問題について交渉を行っ

た。交渉に先立つて支部安

全委員会が作成した、いか

だ作業についての約40分の

8ミリフィルムを上映し、

このフィルムは9月7日の

全港湾中央大会においても

上映された)、局及び審査官

がいかだ労働についての認

識を少しでも深めることを

合とともに現地調査を行う

こと、及びその際に労基局

寺岡氏の心筋梗塞死亡を何

故業務外としたのかという

点に絞られたが、話し合い

の経過をまとめると、「寺

岡氏が行ってきたいかだ労

働というのは、通常作業の

単なる繰り返して精神的に

も肉体的にもとりたてて負

担があるということはない」

前中にかけて、職業病認定

問題に関する全国連絡会議

の第四回世話人会が、大阪

会の一つの総括として「参

加した人々は労災認定をど

の部落解放センターで行わ

うとするかという問題よりも、

運や柳内組など同じいかだ

関係の労働者から厳しい追

及と、いかだ労働について

の説明が行われた。交渉の

結論として、審査官は不服

審査を始めるも同行するという確認が行
に当って、先われたのである。

すいかだ労働の実態を正しく把握するた
く把握するため、労働組

及びいかだ労働者は闘争勝利に向け決意はますます固

まってきている。

全港湾大阪支部安全委、

大阪

(因山)要領決定

9月1日夜から2日の午

が行われた。

前中にかけて、職業病認定

5月13日の第一回全国集

問題に関する全国連絡会議

の第四回世話人会が、大阪

会の一つの総括として「参

加した人々は労災認定をど

の部落解放センターで行わ

うとするかという問題よりも、

認定闘争を含めて労災職業

の第二回全国集会の位置付け

の運動の中はどう位置付け

て進めるのか、という問題

けなどについて燃心な討論

を正面から考えている」と

いうことを踏まえて、そして第一回集会における青山氏の記念講演「労災職業病闘争の前進めざして」を受ける意味において、10月14日の集会のメインテーマは「労災職業病闘争の労働運動」

動」と決定された。また当日の問題提起を、全港湾、国労、兵庫被災者交流会、神奈川労職センター、南大阪、の各団体が行うことも併せて決定された。

た。なお、協議会は各団体二名の世話人で構成され、一方で斗った被災労働者は八人運営していくことに決定し、〇年法改正に向け、全国的大同団結をめざして斗った。

関東にも同様の動きがあをおし進めている。

大阪

関西労働者被災者協議会に向け 80年労災法改正問題

九月六日、南大阪労働者診療所において来たるべき八〇年労災保険法改正に向か、関西労災職業病被災者連絡協議会が結成された。大阪府被災労働者同盟、兵庫労災職業病被災者交流会、阪南労災被災者の会は七九年度定期報告書問題を協力して共同斗争を進めて

きた。その成果の上に立つて、八〇年法改正に対しても、被災労働者独自の要求と八〇年労災保険法改正に向けて、八〇年法改正の必要性を確認しき、関西労災職業病被災者連絡協議会が結成された。今回の協議会の結成をみたものである。

今後、被災労働者の基本的要素作りを学習を通して、全国的に要求すること、全国的な被災労働者の結集を呼びかけること、全国的な被災労働者の結集を呼びかけることが確認され

此花

9・3集会と2000年結果

去る9月3日此花会館において「住友電工の差別賃金を糾弾する！9・3大集会」が、住友電工差別賃金撤廃を闘う労働者を支援する会の主催で、約二〇〇名の参加の下行われた。二年前のちょうどこの日、地労映に始まり、第一部総会、第三部弁護団基調報告、委員会が開始され、二周年を記して集会がもたらされた。

して申立人六名の力強い決意表明を受け、更に「住友電工の六名の闘う労働者をはじめとして、同支援電工での六人の闘いは、この会の日夜の粘り強い才うした独占の榨取と収奪、

大阪

差別的労務政策に反対し、かに宣言した集会アピールこれをはねかえす大きな闘いの聲であることを高ら

を採択し、大成功のうちに集会の幕は閉じた。

既に報告したように、Tさんの労災問題について京都下監督署は、謝罪すると共に公務災害の件を検討するとの約束をし

た。これはTさんのケイワーンは単に再発ではなく、現在の職場（中学校の教師）にも原因があるのだ、といふことでも加わって、税務職場の一

般事務労働でのケイワーンに

つ、Tさんが

療養に専念で

きるよう職場

の上司と話合

いを持つ、の

三點を確約さ

せた。

麻取労税務支部

ケイワーン学習会

15会場から100名参加

九月六日、大阪府職労税務支部の主催で頸肩腕障害の学習会が行われた。会場に当てられた南府税事務所の大会議室には百名を越す組合員が、府下15の税務職場から参加し、関心の高さがうかがわれた。

京都市職の北小路さんの公災認定が、つい先日新聞で大々的に報道されたことから参加し、関心の高さも加わって、税務職場の一

般事務労働でのケイワーンに

関心が集まっており、今後具体的な公災認定の闘いに

も有利な状況が生まれてきている。

当日の講師である松浦医師からは、頸肩腕障害の歴史的推移、現行の認定基準の犯罪性、更には職場の合理化との関係など、豊富な経験に基づいた講演が行われた。その後、ケイワーンの

本誌五月号（六一号）で私達はTさんの立場に立つて、補償、待遇を公災並みにしていくためのより具体的な処置を迫っていった。その結果、Tさんの再発認定を早急に行なう、身分保障についても署長が責任を持つ、Tさんが療養に専念できるよう職場の上司と話合いを持つ、の三點を確約させた。

今回の交渉には教育労働者も初めて参加しており、今後、職場を基盤にした闘いを協力して推し進めていきを協力して推し進めていくことを確認して散会した。

Tさん公災認定決まる ひき続き

行政指導も約束!!

・京滋労災会議交流会

京都

京

都

9名頸肩腕障害認定

● 兵庫社会福祉労働組合 ●

「職業病」労災認定闘争
(なお、腰痛については全において、今春に労災申請 員認定)。職業病の範囲を行った9名のうち5名が、できるだけせばめようとす

「頸肩腕障害についても、業務起因性を認め労災認定とする」と西宮労基署から 8月22日に決定が出ました 頸肩腕障害をまるがかえは とするとする労基署、労基

局。こういった行政の状況の中で、頸肩腕障害のみにつつても認定させるということは、非常に困難なことがあります。

昨年からのたび重なる抗議・交渉等により、今回5名ではあるが、頸肩腕障害を労災認定させることができず、労災認定を勝ち取った。このことは、先の状況をうちやぶったという意味で非常に大きな意義があ

ります。却下された人についても今後、労基局に対し審査請求を行うかまえです。私達福祉施設で働く労働者にとって、腰痛・ケイワ

夏期カンパの御礼

6月以来、夏期カンパへの御協力 するよう、より一層の努力を続けて

を訴えてまいりましたが、8月31日 いく決意を新たにしています。
整備についても、徐々にその気運は

盛り上り、できるだけ早期に実現するつもりです。

さてとりあえず収約いたしました。その結果、全国各地から寄せられた総額は864293円となり、各組織

の人とも財政的に苦しい折、多額のカンパをお寄せいただいたことに心から感謝するとともに、安全センターを真に労働者階級の斗いの武器と

の 中間総括 「常任事務局の運動から 労働者とともに歩く安全センター」

1979年9月18日

大阪市大淀区本庄東通三丁目十番十一号
三和ビル二一一号

TEL(06) 374-1299-1

健診部だより

広場排ガス汚染調査(大阪木材市場)を実施

設立部門分析環境調査

去る8月20日、22日、八尾市
の大阪木材市場で、職場の自動
車排ガス汚染調査を行った。

木材市場は、元大阪市内立売
堀にあつたが、昨年10月移転し
元金属機械工場建屋内作業に変

つたものである。立売堀時代は
露天に近い作業だったが、建屋

内作業に移ってから、木材市
の準備のためのはいつけ作業時

フォークリフト、材の受渡し作
業時の問屋のトラック等の排ガ
スが建屋内に充満し、労働者

から「たんが多くてるようにな
った」「気分が悪くなる」等の
訴えが出てきていたものである。

大阪木材市場(株)および作
業会社である長堀運輸(株)と、

両社内の労組である全港湾大阪
支部の両分会からなる合同安全
委員会の依頼により、①建屋内
の排ガスによる汚染状況、②換
気状況、③健康実態、を主な目
的とした調査となつた。

数回の予備調査の後、本調査
の具体的な調査項目は、テイ

セル車の排ガスを対象に、
CO(一酸化炭素)・HC(炭
化水素)・NO_x(NO、NO₂)・
窒素酸化物)・浮遊粒子状
物質(粉じん)の各排ガス
成分について三六〇〇m²と

九〇〇m²の二棟の二〇個所
近い場所変化と、8時から

4時の一労働日内の作業状
況に伴う時間変化の両面か

らの濃度測定を行い、併せ
てNO個人サンプラーによ
り、フォーク運転手など労
働者の一労働日での個人曝
露調査を行い、更に換気状
況を把握する、風向・風速
・換気扇能力測定などの諸
調査を行つた。

今回の調査には、関西研
究者交流会、安全センター、
職場環境調査の確立を早急に
行いたいと考えている。

なお、診療所では本調査を
契機に、懸案だつた職場環境
調査・有害物質の分析部門の
確立を図るため、分析担当者
を迎い入れ、設備・機器の設
置・購入を具体的に進めるこ

ととなつた。労働者の命と健
康を守る諸活動の中で、自主

的としたいと考へてゐる。

今回の調査には、関西研
究者交流会、安全センター、
職場環境調査の確立を早急に
行いたいと考えている。

両社内の方々や、更に、市立環境
南大阪労働フィールド合宿
の協力をいただき、のべ四〇
名の調査団を組むことが出

科学研や府立公衆衛生研等
公的研究機関の御指導・御
協力をいただき、のべ四〇
名の調査団を組むことが出

南大阪労働者診療所
健診部

(以上)

8月の新聞記事から

8・2

スモン患者と国、製薬会社との直接交渉が行なわれ、国、製薬二社が謝罪すると共に年内和解に誠意を尽すと約束した

特急列車の運転手が出発後間もなく急病にかかり、次駅で交代、病院に担ぎこまれた。深夜勤務と猛暑による疲労が原因とのこと

8・4

大阪市内の下水道工事現場で掘削用コンプレッサーが燃え、坑道入口が煙にふさがれ作業員六人が閉じこめられた。

8・5

医療禍に苦しむ人達の相談に応じるとともに、薬害の絶滅をめざす全国初の「薬害・医療被害情報センター」が神戸市内にオーブンした。

8・13

大阪市内の工場で、排水処理場の清掃をしていた作業員三名が、猛暑と急激な酸欠のため倒れ病院に運ばれた。

8・16

大阪地裁でおこなわれている化粧品公害訴訟で、被告メーカー側の申し立てを認め、個人のプライバシーを無視して、原告のカルテ提出命令を出した。

8・18

スモン問題の年内全面解決をめざすスモンの会全国協議会と厚生省の交渉が再開され、30日をメドに決着をつけることで意見が一致した。

8・21

神戸市外電話局の女性交換手12名は、公社が頸肩腕障害を業務外としたことを不服として、神戸東監督署に「公社の決定に異議がある」と審査申し立てを行った。

8・24

女性タクシードライバーの代表が労働省婦人少年局を訪ね、深夜営業を認めるよう労基法を改正してほしいと陳情した。

福井県大飯原発内の冷却水を蓄えるタンクで作業中にぶい爆発音が起つた。原因は不明で調査中。

環境庁は、水俣病の県外患者の検診を近く大阪市で実施すると約束した。

8・30

歌舞伎俳優板東三津五郎氏のフグ中毒死は二六〇〇万円で和解が成立した。

8・31

厚生省は、医薬品の効能について、素人わかりのよい病名方式に加えて、医師や専門家にしかわからない薬理作用（鎮痛、解熱効果）の記載内容を充実させることに決めた。

福岡地裁小倉支部で争われていた豊前火電訴訟は、住民の環境権を一切認めず、訴えを却下した。

特別報告

働く者の診療所開設

神奈川労災業病セブタ一

全港湾

集団検診の中から

「働く者の手で働く者の診療所を」
これはだれしもが望んでいいるところ
です。それは不満だらけの現在の医
療内容・医療制度に対する実感から
出てきています。

七八年四月港湾に働く青手（登録
日雇）労働者の組合・全港湾横浜港
分会は、神奈川労災業病センター
と共同して組合員の集団検診を行いました。受診者四四名中異常なし
わずか二名、港湾の仕事から運動器
系の疾患は予想されたところですが、
多くの人が内臓もやられていること
にあらためて驚かされました。この
ままでは大変だ。なんとかしなくて
は……

です。

まず、長年の港湾労働の結果であ
るとして、神戸、大阪に統いて「港
湾病」の集団申請（現在十四名）を
労基署に提出しました（現在交渉中

もう一方は治療の問題です。たま
たま港の職安のある港湾福祉センタ
ーの三階の診療所が空いていました。
ここをみんなの診療所にしよう、医
療生協をつくろう、という呼びかけ
がなされました。本年一月、三〇〇
名近い参加者で、神奈川県勤労者医
療生活協同組合の創立総会が成功し
ました。全港湾横浜支部を通じてあ
るいは労職センターによつて、港だ
けでなく神奈川全体に運動は広がっ
たのです。

資本の妨害に
屈せざ

この動きを敏感に感じとったのが
港の資本です。彼らには日雇いから
常用にまで進んだ神戸での港湾病闘
争が、頭にやきついていたのです。
当初の話とは全く逆に、強硬に福祉
センターの場所を貸さない、と主張
はじめました。港に働く労働者の

ための施設として作られた建物、しかも何年も空家にしておきながらこの反対です。

怒りは深く、しかし腹にためて神奈川県当局のあっせんを私達は辛抱強く待ちました。県当局もあきれるほどの禱迷さで資本はゆづらず、それならそれでいいと、私達は福祉協会の厚意で全港湾横浜支部のある横浜桜木町近くの港町ビル四階に居を定めました。

団結を強め 診療所のスタート

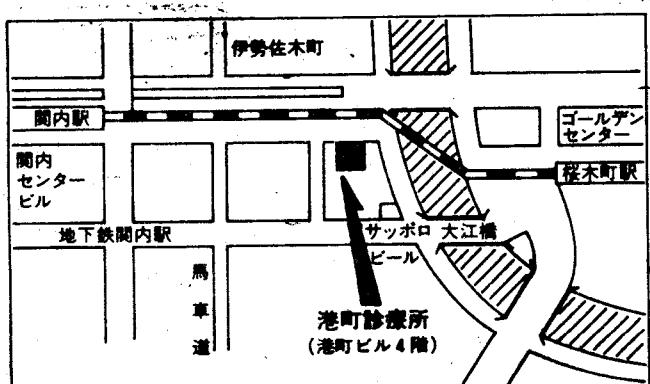
四月開設予定から遅れること四ヶ月の八月一日オープン、レントゲンも置けない狭さ、だがこの遅れはそれを補って余りあるほどの成果を生み出しました。それは、たたかれはたたかれるほど必ず成功させてみようという団結が強まつたことです。これはまた、神奈川県評議長の生協理事長就任ということに現わされる

ような大きな広がりを生み出します。八月十一日には労働界はもとより県から業界にいたるまで、一〇〇名の出席で開設披露式が行われました。今日の情勢の中で働く者をとりまく環境は、ますます厳しいと言わざるを得ません。労災職業病発生の増加はその端的な現われです。

私達の診療所は言わば一人一人、草の根であったものが一気に花を咲かせたとしても言いましょうか。もつともっと多くの人達の生活の状態、医療に対する批判や意見を聞き、実践していくかなければなりません。

しかも労働者が資本の下で働いている以上、私達の果すべき役割は限りなく大きいと思います。治療だけではありません。どう予防するのか、ではありません。どういはそのためには何が根本的原因なのか等々。それをスタッフだけではなく働く者との共同作業としてどこまでやれるのかに真価が問われ

るでしょう。
幸い新聞報道もあって、九月に入り一日五〇数人の患者という日もでてきています。
私達の先輩・南大阪労働者診療所に学びながら、がんばっていきたいと思います。
(以上)



国電京浜東北線「桜木町」駅下車 徒歩3分

横浜市営地下鉄「桜木町」「関内」駅下車 徒歩3分

右折禁止

育て、教えるべきことを教え、鍛えるべきことを鍛え

近日中に私も母親となる予定。そのせいか最近、育児・親子の問題に関した話題が気かかる。

新聞でも「思春期病」とか名づけられた自立できな子供の心の病がとりあけられ、それらの子供と家族特に母との関係、家庭における母親の役割・父親の役割と色んな説明が加えられている。それぞれになる程父親・母親の役割という点では昔ながらの家庭を守る優しい母、強くてましい父という固定的な見方に反発も感じていた。

しかし先日テレビの映画劇場「キタキツネ物語」を見て、人間社会の議論の甘さを強く感じたものである。だけである。(H・N)

た後の子別れの時の親ギッターネのキ然とした態度はどうであろうか。いくら子が甘えて断固としてつき離す姿には、自分は子を一人前のかのキツネに育てたのだという自信がうかがえる。又一方、教えられた生活技術を実際の自然を相手に応用できた者は生き続けることができたが、いつまでも親の人立ちしなかった者に待つ下での生活をなつかしい想いだ。では、人間である私は子供に何をどういう生き方を伝えていけばいいのだろうか? 何はともあれ、自分の頭で考え判断して生活していくのは衰弱死という厳しさを強く感じたものである。だけである。

8月分会計報告

収入

会費	298300
機関誌	110563 ①
カンパ	433381 ②
資料	1000
パンフ	9720
計	852964

支出

事務費	46881 ③
機関誌	64330 ④
活動費	188438 ⑤
郵送費	11610
人件費	305000 ⑥
計	616259

(※)

①広告料を含む(¥3000)

②夏期カンパ(¥213381)

③8月分家賃・共益、電気代

7月分ガス代、事務用品

④NO. 63の印刷代

⑤事務局員交通費、岩手出張、南大阪事務所
9月分、比花センター9月分、電話代8月

⑥8月分人件費(アルバイトを含む)

〈表紙写真〉

大阪木材市場の作業風景
(参照—健診部だより)